



## JAL 解雇撤回裁判いよいよ「結審」 ～原告被告の特徴的証言比較と今後の日程～

### ◇被告原告の各特徴的証言

#### <被告側証言>

##### >日本航空 稲盛会長

「航空法（103 条/本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない）はよくわからない、意識改革のために就任」

「165 人の人件費と収益力から、誰が見ても雇用を続けることは不可能ではないと思った」

##### >片山管財人

「銀行は解雇しろとは言っていないが、余剰人員を抱えないのが更生計画のコンセプト」

##### >日本航空 小田元運航企画室企画部計画グループ長

「運航維持には若干のプラスが必要だが、乗員計画上のプラスをすべて余剰と計算した」

##### >日本航空 羽生元労務部長

「病欠基準は運航本部とも相談して決めた。産業医の意見は聞いていない。高齢者は将来の貢献度が低い」

##### >日本航空 菊山経営企画本部副本部長

「損益計算書で黒字でも、貸借対照表が問題、リファイナンスによる資本欠損の解消が必要」

#### <原告側証言>

##### >清田元日本航空機長組合委員長

「病欠基準は無理して飛ぶ状況を招き、ベテラン排除は技術伝承を阻害する。安全上、人選基準は不合理」

##### >小川日本航空乗員組合副委員長

「一時帰休、ワークシェア、出向を考慮すれば整理解雇は回避できた」

##### >醍醐東大名誉教授（会計学専攻）

「損益計算書の利益で貸借対照表が改善する、現預金 3,500 億で短期債務 3,400 億も一括返済できる、会計上、解雇の必要性はない」

「人件費等の費用削減で利益を上げているが、事業を縮小し過ぎて収入は減っており、適正な事業拡大が必要」

### ◇今後の日程

12 月 6 日(火) : JAL 解雇撤回総決起集会

「勝利判決獲得、原告全員の現職復帰を獲得する決起集会」

みらい座（旧豊島公会堂）18:30 ～

12 月 19 日(月) : 乗員不当解雇撤回裁判 最終弁論・結審

東京地裁 103 号法廷 13:10 ～ （裁判の傍聴券は抽選となります）

～ 集会の参加、裁判の傍聴等、ご支援お願い致します ～

（次頁に続く）



## 【JAL整理解雇対策委員会が発足しました】

日乗連では35期、JALにおける整理解雇問題への取組みを強化すべく対策委員会を発足させました。

昨年12月31日に整理解雇が強行され、まもなく一年を迎えようとしています。日乗連加盟組合である日本航空機長組合と日本航空乗員組合の組合員あわせて84名の運航乗務員が整理解雇されました。そのうちの76名が2011年1月に解雇撤回を求めて東京地裁に提訴しました。この裁判は同時に提訴された客室乗務員の解雇撤回裁判とほぼ同時に進行しており、さる9月30日にはJAL稲盛会長の証人尋問が行われました。そして、今年12月の結審が予定されています。

整理解雇問題について日乗連では先期においてLEG委員会とIND委員会が中心となり情報の整理と対策を議論してきました。しかし、両委員会ともに取組み課題は多く、新たな専門委員会の設立が不可欠との認識至り、JAL整理解雇対策委員会の発足となりました。

### 本委員会の活動方針は以下の通りです

- ① 整理解雇情報の共有を図り、積極的にその対応を図ります。

整理解雇で生じた諸問題の情報の共有化とそれに適応できる日乗連全体の議論促進に取り組みます。

- ② 学習活動を充実させ、解雇撤回運動に活かします。

LEG 委員会、IND 委員会、航空労働研究会から協力を得て、整理解雇問題を学習し、解雇撤回運動に取り組みます。